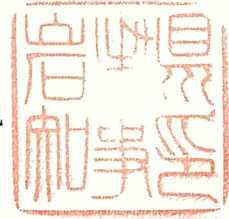


総務第 93 号  
令和 4 年 8 月 19 日

岩手県個人情報保護審議会  
会長 須山 通治 様

岩手県知事 達 増 拓 也



個人情報保護条例の改正について（諮問）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）の施行に伴う個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号。以下「条例」という。）の改正について、条例第 65 条第 2 項の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

個人情報保護条例の改正について

2 趣旨

デジタル社会形成整備法により、個人情報保護関連三法が個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）に統合され、同法が地方公共団体にも適用されることに伴い条例の改正を検討していることから、その当否について、条例第 65 条第 2 項の規定により貴審議会の意見を求めるもの

3 条例改正の骨子案

別添のとおり

担当：総務部総務室  
情報公開担当 草木、遠藤  
電話 019-629-5055

# 個人情報保護条例の改正について（骨子案）

## 1 条例改正の趣旨、法の目的の変更

### (1) 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により、個人情報保護関連三法が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合され、同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を改正しようとするもの。

### (2) 個人情報保護法の目的の変更

平成27年個人情報保護法改正法により目的規定が改正され、個人情報の活用が新産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活実現に資するものであることが、個人の権利利益の保護に当たっての配慮事項として追加。

その後、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新法」という。）により、この法律が地方公共団体にも適用されることとなった。

## 2 条例改正の経緯・背景

### (1) 地方公共団体の制度運用に対する国の動向等

・現行制度では、適用を受ける者ごとに3つの法律に分かれ、地方公共団体の条例もそれぞれ異なるものとなっている。

・社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立や、EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）充分性認定等との国際的な制度調和など、我が国の成長戦略への整合の要請が高まる中、これらの課題に対応するため、個人情報保護制度についての全国的な共通ルールを法律で規定し、国がガイドライン等を示すことにより、的確な運用を確保することとされた。

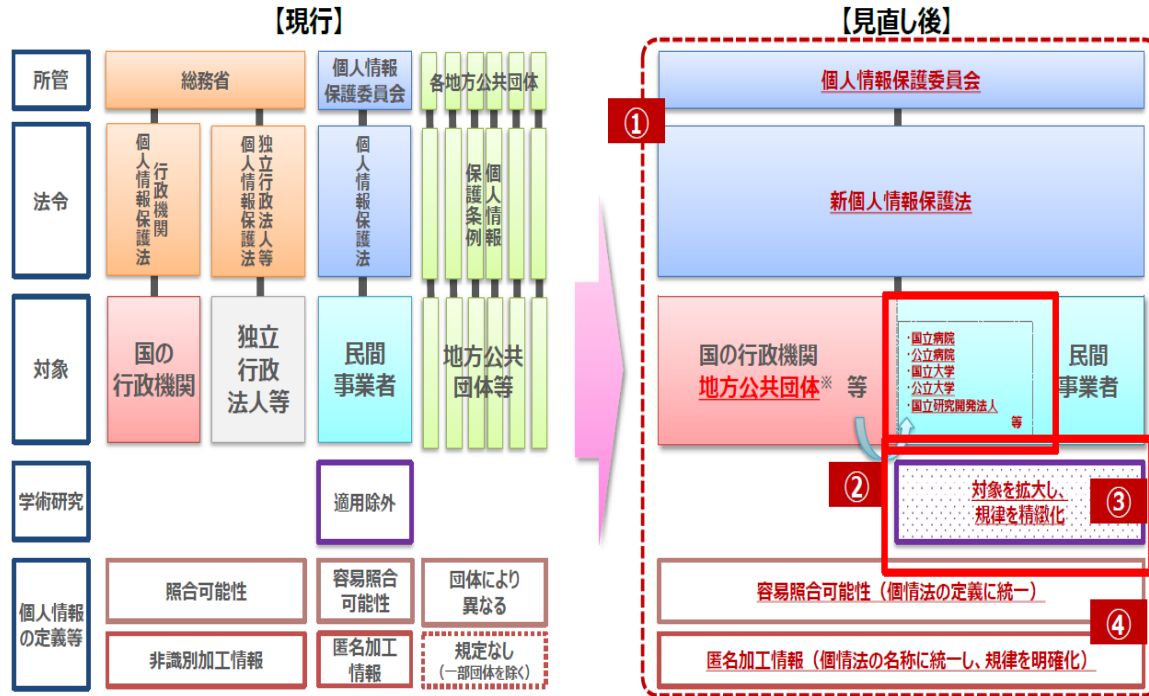
### (2) 国の制度見直しの概要（地方公共団体関連）

・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合し、地方公共団体に対しても、統合後の法律に行政機関等の共通ルールとして規定するとともに、新法全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。

・個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等匿名加工情報の取扱いを制度化。

### (3) 条例による新法の規定の変更の許容性

個人情報保護委員会は、ガイドライン（※）等を示し、行政機関等による個人情報の保護措置等については新法より規律され、一部の事項を除き、条例による上書きが許容されないとする。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

（出典：個人情報保護委員会「『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について』概要資料」）

### ※ ガイドラインについて

地方公共団体が個人情報保護法に基づき行う事務は、地方自治法上の自治事務であり、個人情報保護委員会の示すガイドラインは、同法第245条の4第1項に規定する「技術的な助言」に当たる。

### 3 条例改正に係る主要な検討事項

#### (1) 本県独自の請求権等について

##### ア 死者に関する情報（新法第2条第1項関係）

現行条例における個人情報には死者に関する情報を含むが、新法では個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、ガイドラインにおいて、死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされたことを受け、本県においてどのように対応すべきか。

⇒論点1

##### イ 是正申出制度、口頭開示請求

ガイドライン等において、本県独自の制度である是正申出制度、口頭開示請求について条例上規定することは、法の趣旨及び解釈等に照らして許容されないとされたことを受け、本県においてどのように対応すべきか。

⇒論点2

##### ○是正申出制度

自己に関する個人情報の取扱いが、条例の定め反して不適正と認められるとき、実施機関に対し、是正の申出をすることができる制度。

##### ○口頭開示請求

個人情報の開示に当たり、その記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行うことができ、一定の時期に開示請求が集中するものについて、開示請求者の負担を軽減し、事務の効率的な運用を図るため、口頭により開示請求をすることができることとした制度。

#### (2) 本県独自の保護措置等について

##### ア 要配慮個人情報の収集の原則禁止、本人からの直接収集の原則、目的外的利用・提供の原則禁止、オンライン結合の原則禁止等（新法第61条・第62条、第69条第2項関係）

新法においては、要配慮個人情報の収集の原則禁止及びオンライン結合の原則禁止に係る規定が設けられていないことに加え、本人からの直接収集の原則及び目的外的利用・提供の原則禁止については、収集・利用・提供等の要件が条例より緩和されているが、ガイドラインにおいて、これらの保護措置を条例上規定することや、これらの事項について審議会に諮問することは許容されないとしている。

特段の措置を講ずることなく新制度に移行した場合、保護水準の低下を招く恐れがあるため、課題に対応した措置の検討を要する。

⇒論点3

##### イ 個人情報保護審議会の権能（新法第129条関係）

新法により、個人情報審議会における調査審議事項が、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるとき」に限定されたところであるが、個人情報保護制度の適正運用の確保のため、審議会の権能の維持の要否を検討する必要がある。

なお、検討に当たっては、相互に密接に関連する個人情報保護審査会及び情報公開審査会との統合も含め、検討を要する。

⇒論点4

#### (3) 開示等の手続

##### ア 開示等の決定期限（新法第83条関係）

現行条例における開示等の決定期限は「15日以内」であるが、新法により、条例で「30日以内」の期間を設定することが許容されていることを受け、条例上どの程度の期間を設定すべきか。

⇒論点5

##### イ 手数料（新法第89条、第119条関係）

新法により、開示手数料（※現行では条例に規定はなく実費を徴収）及び行政機関等匿名加工情報手数料については、条例に定めるところによることとされたことを受け、本県においてどのように手数料を設定すべきか。

⇒論点6

## 4 検討の方向性等

### (1) 条例改正の検討の状況

・条例改正の方向性の検討については、後述6のスケジュールのとおり、現在、学識経験者や先進県から意見を聴取するとともに、本県の個人情報保護審議会において、慎重に御審議いただいているところ。

・そのため、具体的・確定的な改正の方向性については、個人情報保護審議会の答申を受けて決定する予定であること。

### (2) 条例改正の基本的な考え方

・新法の適用を受けることとなるため、基本的には、現行条例を新法の施行に関する条例として見直す必要がある。

・ただし、本県独自の請求権や保護措置であって、県民の個人情報の保護や県民サービスの観点から引き続き必要と考えられるものについては、新法との整合性を考慮しつつ、別途制度を設けて維持するなど、県民に対する影響や支障を可能な限り最低限にとどめる内容とする。

・具体的には、制度運用が変更される各項目について、県民生活への影響や支障を分析し、新制度移行による影響や支障等が想定される事項については、県民への影響や支障等を勘案しつつ、必要に応じて、県の独自規定を定め、又は条例外の任意での制度を設けることを検討していくこととする。

## 5 条例の骨子案

### (1) 趣旨

条例の趣旨（改正法の施行に関し必要な事項を定めるものとする旨等）について規定する。

### (2) 用語の定義

ア 用語の定義（本条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による旨）について規定する。

イ 条例の適用を受ける実施機関の範囲を定める。（知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者）

### (3) 個人情報取扱事務登録簿

新法第75条第2項の個人情報ファイル簿の作成・公表の対象外とされるもの（保存期間が1年未満のものを除く。）について、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を義務付けること。

現行条例と同程度の措置を維持するため、新法で対象外とされた1,000未満の個人情報等について、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を実施機関に義務付けようとするものです。

### (4) 開示請求に係る手数料

新法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額について定める。

新法の規定により、開示請求する者は「実費の範囲内において条例で定める手数料を納めなければならない」こととされたことを受け、現行制度で実費徴収していた費用を手数料化するものです。

### (5) 審査請求をすべき行政庁に係る行政不服審査法の特例

新法第107条第2項に基づき、審査請求をすべき行政庁についての特例について定める。

県議会及び地方独立行政法人（県立大学及び工業技術センター）については、審査請求があった場合は、現行条例と同様に情報公開・個人情報保護審査会（※）に対して諮問する旨を定めるものです。

※ 法改正を機に、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会及び情報公開審査会を統合します。なお、改正は、同一議会に提出する別条例で行います。

### (6) 開示等の手続及び審査請求の手続に関する規定

新法第108条に基づき開示等の手続及び審査請求の手続に関する規定を設ける。

開示決定の期限は、現行制度同様に開示請求のあった日から15日以内とします。

事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の開示決定の特例の期限は、現行制度同様に開示請求のあった日から45日以内とします。

審査請求については、現行制度と同様に審理員による審理手続を行わないこととします。



## (7) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

新法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額について定める。

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、法の規定により、政令で定める手数料を標準として条例で定めることとされており、地方公共団体では新規事務となることから、政令による積算根拠を参考とし、妥当な額を設定することとします。

## (8) 個人情報保護法の特例

死者に関する情報の開示請求権等について、法律との抵触を避けつつ、現行制度の運用を維持できるよう、条例等により、可能な範囲で保護措置を講じることとする。

遺族等に死者に関する情報の開示を認めないこととした場合、ケースによっては、県民生活への重大な影響が想定されることに鑑み、個人情報保護法との抵触を避けつつ、個人情報保護制度外の独自の請求権として定めることとします。

その他の県独自の請求権及び保護措置については、条例外の任意の制度を設けることも含め、新法への移行による支障を軽減することとします。

## (9) 附則

### ア 施行期日

デジタル社会形成整備法附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

### イ 旧条例の廃止

個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

### ウ デジタル社会形成整備法附則第10条第2項に基づく罰則に関する経過措置

旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

## 6 条例改正のスケジュール

時期	項目
令和4年5月	職員向け説明会開催
5～6月	庁内向け支障事例照会
6～7月	学識経験者・先進県等へのヒアリング
7月	市町村向け研修会
	個人情報保護会審議会への意見聴取（第1回）
8月	県議会総務委員会への報告（8月閉会中）
	個人情報保護審議会への意見聴取（第2回）
	県議会総務委員会への報告（9月閉会中）
9月	パブリック・コメント実施
12月	条例案提出（県議会12月定例会）→ 公布
令和5年4月1日	施行

## 個人情報保護条例の改正について

## 1 論点1 死者に関する情報（新法第2条第1項関係）

新法第2条第1項において、個人情報とは、生存する個人に関する情報に限ると規定することから、死者に関する情報について、本県においてどのように取り扱い、条例等に規定すべきかが論点となる。

## ア 法の趣旨及び解釈

新法第2条第1項では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、新法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一貫の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできないとされる（ガイドライン4-2-1）。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる（同）。

新法が死者の情報を個人情報の対象としなかった理由については、開示請求権を行使するのは生存者であり、死者の情報が同時に遺族等の個人情報ともいえる場合には、死者の情報を本法の対象としなくても、遺族等の個人情報として保護すれば足りること、裁判例も一般に死者の名誉棄損を認めていないこと等によるもの<sup>1</sup>との解釈がある。

## イ 本県の状況

現行条例第10条第3項において、「死者に関する個人情報」について規定しており、死者に関する情報を個人情報に含めている。

## ○ 現行条例上の死者に関する情報の取扱い等

## 【認められる権利等】

一部の親族に対し、死者の情報に係る開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権、是正申出、是正の再申出が認められている。

## 【保護措置の理由（基準）】

- ① 死者に関する情報が不適正に取り扱われた場合、その遺族の権利利益が侵害されるおそれがあること
- ② 遺族が死者の個人情報を知ることにより正当な利益を有する可能性があること

## 【死者に関する情報の請求の状況】

R3：1件、R2：6件、R1：2件

※ 件数こそ少ないものの、県民からの一定の需要があるものと判断される。

## ウ 想定される影響

新法においては、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該遺族の個人情報として開示が認められる。

そのため、特段の措置を講じない場合、遺産分割協議や権利の承継等の遺族の経済利益のための開示請求については、現行制度より非開示部分は増える可能性はあるが、支障は小さいものと想定される。

しかし、死者本人の生前の名誉に関わる個人情報や、自死した子の学校での生活状況など、遺族の個人情報に該当しない事例については、開示請求が認められないケースも考えられるため、影響が大きいものと想定される。

<sup>1</sup> 宇賀克也「新・個人情報保護法の逐条解説」（有斐閣） 53頁

- ガイドライン上、遺族自身の個人情報として許容される遺族の経済的利益に係る情報以外についても、遺族に対し開示を認めるべき理由として考えられるもの
- ・ 遺族自身の社会的評価
  - ・ 遺族感情（敬愛追慕の情や、死者の死に関する真実を知りたいと思う気持ち、死者の名誉を守りたいと思う気持ち等）

現行の保護措置維持のための方策として、条例の請求権によらず、要綱等により任意での情報提供を行うことも考えられるが、現行制度では権利として認められているものが行政の裁量に委ねられることとなり、人権に係る制度的保障という観点からは著しく後退することとなるため、これを選択することには消極的にならざるを得ない。

死者に関する情報は、法の定める「個人情報」には当たらないものであり、死者に関する情報の保護に係る法益・目的も、生存する個人情報の保護に係るそれとは異なるものである。

よって、死者に関する情報の保護に関する単独条例を制定することは勿論のこと、死者に関する情報に関する規定を、「個人情報」とは峻別した上で個人情報保護条例上に設けたとしても、「個人情報」の定義の統一には反しないことから、地方自治法第 14 条第 1 項の規定に違反・抵触するものではなく、許容されると考える。

なお、地方公共団体は、死者に関する情報を「個人情報」とすることはできなくなったが、「個人情報及び死者に関する情報の保護に関する条例」を定めて、死者に関する情報をこれまでどおり保護することは可能であるとの見解がある<sup>2</sup>。

## 2 論点 2 是正申出制度・口頭開示請求

新法上、本県独自の制度である是正申出制度、口頭開示請求に係る規定はなく、ガイドライン等において、これらの制度について条例上規定することは、法の趣旨及び解釈等に照らして許容されないとされたことから、是正申出制度及び口頭開示請求について、本県においてどのように対応すべきかが論点となる。

### (1) 是正申出制度

#### ア 法の趣旨及び解釈

新法上、是正申出に係る規定はなく、国の Q & A においても法に反しない範囲で別の救済制度を設けることは許容されているところであるが、国の「全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見等に対する考え方（令和 4 年 6 月送付）」において、大阪府からの照会に対し、以下の通り考え方が示されているところ。

- ・ 新法第 98 条から第 103 条において、個人情報の利用停止請求の制度について規定されているところ、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした新法の趣旨及び解釈に照らし、許容されない。
- ・ なお、行政機関の長等は、個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこととされており（新法第 128 条）、法に基づく利用停止請求とは別に、貴府において個人情報の取扱いについては是正の申出を受け付ける制度を設けること自体は、法や行政不服審査法等の規定に反しない限り、妨げられるものではない。

<sup>2</sup> 前掲 1 56 頁

## イ 本県の状況

現行条例第 41 条において、自己に関する個人情報の取扱いがこの条例の定め反して不適正であると認めるときは、当該実施機関に対して、是正の申出をすることができることを規定するとともに、第 42 条において申出の手続、第 43 条において申出に対する措置、第 44 条において再申出について規定する。

### ○ 是正申出制度の概要

#### (1) 是正申出の対象

実施機関が行う自己に関する個人情報の取扱い全般にわたるものである。(個人情報取扱事務に係るものに限定していない。)

#### (2) 申出を行うことが可能な場合

是正申出は、自己に関する個人情報の取扱いについてのみ行うことができる。これ以外に、第三者の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときや自己と直接関わりのない事務の改善等については、第 45 条に規定する苦情の処理によることとなる。

#### (3) 「取扱いが不適正である」とは

実施機関における個人情報の取扱いが、第 4 条の収集の制限、第 5 条第 1 項の目的外の利用又は提供の禁止、同条第 2 項の提供先への措置要求、第 5 条の 2 の目的外の利用、第 6 条のオンライン結合による提供の制限、第 7 条の適正管理、第 9 条第 1 項の委託等に伴う措置の定め違反している場合等をいう。

#### (4) 「その取扱いの是正」とは

個人情報を違法に収集している場合の収集の中止又は抹消や個人情報を違法に利用し、又は提供している場合の利用又は提供の中止若しくは抹消など、個人情報の取り扱われ方に応じた是正の内容をいう。

#### (5) 「申出」とは

自己に関する情報の取扱いが不適正であることを知った本人から是正を求めることをいい、実施機関が必要な調査を行い、職権により取扱いの中止等の処理を行うかどうかを判断する端緒となるものであり、条例上の請求権でないことを示したもの。従って、是正申出に対する第 43 条の通知(第 44 条第 2 項において準用する場合を含む。)は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象となる行政処分当たらない。

なお、是正申出の内容が、訂正請求の対象となる事実の誤りの訂正や削除請求の対象となる違法に収集された個人情報の削除を求める場合であっても、必ずしも請求権の行使によらず、本条の是正申出によることができる。

#### (6) その他

是正申出制度の実際上の効果としては、個人情報を取り扱う制度の改善に結びつくことも期待できるものであり、例えば、申出者に係るものだけでなく、全体としての取扱いを変更したり、中止したりといった措置を講ずる場合も考えられる。

(解釈運用基準)

## ウ 想定される影響

是正申出については、実際上の効果として、個人情報保護制度全体の改善に結びつくことも期待される一方、本県においては、制度化以降、過去に一例あるのみであり、その内容も是正申出とは異なるものであったなど、低利用の制度である。

## (2) 口頭開示請求制度

### ア 法の趣旨及び解釈

開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない(新法第 77 条第 1 項)。そのため、口頭による開示請求は認められない。なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用



目的のためであるとして新法第 69 条第 1 項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても新法第 69 条第 2 項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である（事務対応ガイド）。

#### イ 本県の状況

現行条例第 23 条の規定において、開示請求の特例として、口頭による開示請求を認めている。

開示請求は、個人情報の開示の決定という行政処分を求める申請行為であり、請求者の権利行使として行われるものであるため、書面によりその事実関係を明らかにしておく必要があり、要式行為としたものである。したがって、条例第 23 条に規定する口頭により開示請求をすることができる場合を除いて、口頭又は電話による開示請求は認められない（条例第 11 条第 1 項）。

条例第 23 条は、個人情報の開示に当たり、その記録形態が定型的で開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことができ、一定の時期に開示請求が集中するものについて、開示請求者の負担を軽減し、事務の効率的な運用を図るため、口頭により開示請求をすることができることを定めたものである（解釈運用基準）。

「実施機関が別に定める個人情報」とは、次に掲げる要件を満たす個人情報の中から実施機関が定めるものをいう。

- (1) 開示に対する需要が高いもの
- (2) 一定の時期に開示請求が集中すると見込まれるもの
- (3) 個人情報の記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことができるもの
- (4) 実務上即時の開示に対応することが可能なもの

「第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる」とは、開示請求書を提出することなく、口頭で開示請求をすることができる趣旨である。なお、本条に基づいて口頭により開示請求をすることができる個人情報であっても、第 11 条第 1 項に規定する開示請求手続により開示請求をすることを妨げない（同）。

#### ウ 想定される影響

別途条例化しない場合、簡易な方法により開示請求することができる利便性の条例に基づく権利ではなくなることとなるが、通常の開示請求制度は従来どおり維持されるため、開示請求権自体を狭められるものではない。そのため、任意の口頭による情報提供制度を設けて県民サービスを維持することにより、改正による影響は小さく抑えることが可能と想定される。

### 3 論点 3 要配慮個人情報の収集の原則禁止、本人からの直接収集の原則、目的外の利用・提供の原則禁止、オンライン結合の原則禁止等（新法第 61 条・第 62 条、第 69 条第 2 項関係）

現行条例で定める実施機関の義務規定のうち一部（本人からの直接収集の原則、要配慮個人情報の収集の原則禁止、目的外の利用・提供の原則禁止、オンライン結合の原則禁止等）について、新法の適用により取扱いが異なることとなった。

なお、ガイドライン 11 において、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える

ような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないとしている。

特段の措置を講ずることなく新制度に移行した場合、保護水準の低下を招く恐れがあることから、これらの義務規定について、本県においてどのように取り扱い、条例等に規定すべきかが論点となる。

#### (1) 本人からの直接収集の原則

新法では、第 62 条において、本人から書面で個人情報を取得する場合はあらかじめ利用目的を明示しなければならないことを規定し、第 64 条において、偽りその他不正な手段による収集を禁止したほかは規定を設けておらず、保有の制限として、第 61 条において、保有できるのは法令の定める所掌事務に必要な場合に限ること及び利用目的をできる限り特定しなければならないことなどを規定することとどまる。

##### ア 法の解釈

新法においては、上記関連規定全体から、所掌事務に必要であって、利用目的内であれば、不正な手段にわたらない限り、第三者による取得も可能であると解釈し得る。

##### イ 本県の状況

現行条例第 4 条第 3 項において、実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならないことを原則として規定し、以下に該当する場合に限り例外を認めることとしている。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として収集するとき。
- (7) 他の実施機関から次条第 1 項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、岩手県個人情報保護審議会（以下この章において「審議会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難になるおそれがあると実施機関が認めるとき。

本項の趣旨は、本人の知らない間に個人情報が収集されることは、誰もが最も不安を抱くことであり、その結果として本人が知らない間に個人情報が利用、提供されることは、個人の権利利益に重大な影響を及ぼすことになりかねないことから、こうした個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、本人からの直接収集を原則とすることを実施機関の義務として定めたものである（解釈運用基準）。

現行条例上、出版、報道等により公にされているものなど、既に広く公に知られている情報からの収集が例外的に認められている（上記 3(1)イ(3)）。

##### ウ 想定される影響

現行制度では、個人情報保護制度の適正な運用のため、個人情報については本人からの直接収集を原則とし、例外的に個人情報を本人以外から収集しようとする場合、個人情報保護審議会に諮問して慎重に判断することとしていた。

しかし、新法第 129 条においては、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定しており、ガイドライン 9-4 においても、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という新法の趣旨及び解釈に反するものとされ、当該事項に係る審議会への諮問が許容されないとされている。

また、ガイドライン 11 において、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定を条例で独自に定めることは許容されないとしていることから、現行規定を維持することはできず、結果的には個人情報保護の切り下げとなる。

現行条例（上記 3（1）イ（3））の「出版、報道等により公にされているもの」は、新法では本人からの直接収集の例外とされていない。そのため、新法の規定をそのまま適用しようとする場合、現行の運用に影響が生じることが想定される。

## （2）要配慮個人情報の収集の原則禁止

新法上、要配慮個人情報の収集の原則禁止に係る規定はない。

### ア 法の趣旨及び解釈

新法第 60 条第 5 項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、新法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されないとされる（規律の考え方 8 頁「これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方」）。

### イ 本県の状況

現行条例第 4 条第 4 項において、実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならないことを原則として定め、以下に該当する場合に限り例外を認めることとしている。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として収集するとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、要配慮個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

本項の趣旨は、現行条例第 2 条第 2 号において規定する「要配慮個人情報」のうち、例えば、思想、信条、信教は内心の自由に関するものとして、個人の人格に深くかかわるものであり、また、人種、民族や犯罪歴等社会的身分に関する情報は、社会的差別を誘発するおそれがあるものであって、こうした情報を収集することは、個人の基本的な人権を侵害するおそれが高いことから、「要配慮個人情報」の収集を原則として禁止することを定めたものである（解釈運用基準）。

### ウ 想定される影響

現行制度では、個人情報保護制度の適正な運用のため、要配慮個人情報の収集を原則として禁止し、例外的に収集しようとする場合、個人情報保護審議会に諮問して慎重に判断することとしていた。

しかし、前述のとおり、新法第 129 条は、地方公共団体の機関が審議会等に諮問するこ

とができる場合について、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限定しており、ガイドライン9-4においても、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という新法の趣旨及び解釈に反するものとされ、当該事項に係る審議会への諮問が許容されないこととなった。

また、ガイドライン11において、要配慮個人情報の収集を原則禁止する規定を条例で独自に定めることは許容されないと解されるとしていることから、現行規定を維持することはできず、結果的には個人情報保護の切り下げとなる。

### (3) 目的外の利用・提供の原則禁止

新法は、第69条第1項において、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるが、同条第2項において、一定の要件に該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」と規定する。

#### ア 法の趣旨及び解釈

新法第69条第1項の「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合を広く含むが、ここでいう「法令」には自主条例を含まない。令和3年法律第37号による本法改正は、地方公共団体ごとに個人情報保護に関する制度が異なる状態を解消し、全国的に共通ルールを定めることを主たる目的の一つとしているからである<sup>3</sup>。

新法第69条第2項により、個人情報の目的外利用・提供禁止の原則にも以下のとおり一定の例外が認められる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

かかる例外を認めることが国民負担の軽減、行政効率の増大、本人又は公共の利益の増進につながる場合には、目的外利用・提供に伴う個人の権利利益の侵害のおそれと、目的外利用・提供に伴う便益とを比較して、目的外利用・提供禁止の原則の一定の例外を認めることに合理性があることになると解される<sup>4</sup>。

これらのいずれかに該当する場合には、目的外利用・提供が認められるが、これらが義務付けられるわけではない。

<sup>3</sup> 前掲1 475頁

<sup>4</sup> 前掲1 477頁



## イ 本県の状況

現行条例第5条第1項において、実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならないことを原則として規定し、以下に該当する場合に限り例外を認めることとしている。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合であって、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

本項の趣旨は、収集された個人情報が、本人の知らない間に、本来の収集目的の範囲を超えて、実施機関内部で利用されたり、収集した実施機関以外のものに提供される場合には、知られたくない情報が流出するおそれや、収集時の背景事情が無視され、個人に関して誤った認識を持たれたり、個人に関する虚像が形成されるおそれなどに対する県民等の不安を解消し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、実施機関が個人情報を取り扱う目的以外の目的に利用し、又は提供することを原則として禁止することを定めたものである（解釈運用基準）。

## ウ 想定される影響

現行制度では、個人情報保護制度の適正な運用のため、個人情報（特定個人情報を除く）については目的外の利用・提供を原則として禁止し、例外的に利用・提供しようとする場合、個人情報保護審議会に諮問して慎重に判断することとしていた。

しかし、前述のとおり、新法第129条は、地方公共団体の機関が審議会等に諮問することができる場合について、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限定しており、ガイドライン9-4においても、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という新法の趣旨及び解釈に反するものとされ、当該事項に係る審議会への諮問が許容されないこととなった。

また、ガイドライン11において、目的外の利用・提供を原則禁止する規定を条例で独自に定めることは許容されないと解されるとしていることから、現行規定を維持することはできず、結果的には個人情報保護の切り下げとなる。

### (4) オンライン結合の原則禁止

新法上、オンライン結合の原則禁止に係る規定はない。

#### ア 法の趣旨及び解釈

前述のガイドライン11により、オンライン結合に特別の制限を設ける規定について条例で独自に定めることは許容されることが明確に示されている。

## イ 本県の状況

現行条例第6条において、実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報をもつて随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないことを原則として定め、以下に該当する場合に限り例外を認めることとしている。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

本条の趣旨は、オンライン結合は、大量の情報が瞬時に送付され、しかも随時に利用可能であるため、行政サービスの向上や事務の効率化に大きな成果を発揮する反面、第三者が容易に情報にアクセスし得ることから、その利用を誤ったり悪用されたりした場合、回復不能の事態が生じる危険性も有することに鑑み、オンライン結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供を原則として禁止することを定めたものである（解釈運用基準）。

現行条例上、出版、報道等により公にされている場合など、既に広く公に知られているものについては、オンライン結合が例外的に認められている（上記3(4)イ(2)）。

## ウ 想定される影響

現行制度では、個人情報保護制度の適正な運用のため、オンライン結合による個人情報の実施機関以外への提供を原則として禁止し、例外的に提供しようとする場合、個人情報保護審議会に諮問して慎重に判断することとしていた。

しかし、前述のとおり、新法第129条は、地方公共団体の機関が審議会等に諮問することができる場合について、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に限定しており、ガイドライン9-4においても、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という新法の趣旨及び解釈に反するものとされ、当該事項に係る審議会への諮問が許容されないこととなった。

また、ガイドライン11において、オンライン結合に特別の制限を設ける規定を条例で独自に定めることは許容されないとしていることから、現行規定を維持することはできず、結果的には個人情報保護の切り下げとなる。

なお、オンライン結合について、現行条例（上記3(4)イ(2)）の「出版、報道等により公にされているものについては、新法においても制限されていないため、法適用による影響はない。

#### 4 論点4 個人情報保護審議会の権能（新法第129条関係）

新法第129条において、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができることを規定しており、個人情報審議会における調査審議事項が大幅に減少することから、相互に密接に関連する個人情報保護審査会及び情報公開審査会も含めたあり方について、本県としてどのように検討し、対応すべきかが論点となる。

##### (1) 法改正に伴う課題

ガイドラインにおいては、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、新法により地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という新法の趣旨及び解釈に反するものであるとして、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとし、審議会の権限を制限している。

そのため、法施行後は、審議会の下記の権限は、(5)及び(6)に限定される。

##### ○ 個人情報保護審議会の調査審議事項

- (1) 本人からの直接収集の原則の例外（条例第4条第3項第8号）
- (2) 要配慮個人情報の収集の原則禁止の例外（条例第4条第4項第3号）
- (3) 目的以外の利用・提供の禁止の例外（条例第5条第1項第7号）
- (4) オンライン結合による提供の制限の例外（条例第6条第5号）
- (5) 番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項（条例第65条第1項）
- (6) 条例の実施に関し意見を述べること。（条例第65条第2項）

しかし、個人情報保護条例において個人情報保護審議会に諮問することとされている場合、事務局は、審議会での質問に備えて慎重に準備するので、個人情報保護審議会に諮問すること自体が、職員間での事前の検討を濃密にする効果を有する。また、個人情報保護審議会は原則公開とされていることが一般的であり、さらに、議事録も公開されるから、個人情報保護審議会での審議は、個人情報保護に係る施策の透明性を確保し、説明責任を履行する機能も担っており<sup>5</sup>、個人情報保護制度の運用の調査審議を行う審議会として、個人情報保護の制度的保障としての意味合いを有しているため、単純に業務量の減少を理由に廃止してしまう場合、保護の引下げとなる。

##### (2) 現行制度の運用上の課題と解決の方向性

個人情報保護審議会の所掌事項が減少する一方で、個人情報保護審議会、個人情報保護審査会及び情報公開審査会において次のような課題がある。

- ① 審議会の委員に求める知見、専門性は、3つの審議会等において類似しており、特に個人情報保護審査会と情報公開審査会においては、いずれも行政不服審査の答申を行うため、取り扱う業務についても類似性が高いものであるが、諮問機関の独立性を維持するため、委員の選任に当たり、重複を避ける必要があります、人的資源の取り合いとなっている。  
(いずれの審議会等も法律学者、弁護士、報道関係等の学識経験者で構成)
- ② また、3つの審議会等の委員に求める知見、専門性が類似していることは、委員の選考、

<sup>5</sup> 前掲1 734頁

選任手続の業務負担の増加に繋がっている。加えて、今年度から歴史公文書に係る行政不服審査を取り扱う文書管理委員会を設置しており、委員の選考に関わる課題は更に厳しくなっている。

- ③ 審議会の開催状況は、次のとおりとなっており、法改正後は、個人情報審議会の所掌事項が制限されるため、審議会等を統合しても委員への過度な負担とはならず、また、答申が遅れるなどの事務の停滞を引き起こすことも想定されない。

区 分	H29	H30	R 1	R 2	R 3
個人情報保護審議会	2回	2回	1回	1回	1回
個人情報保護審査会	4回（1件）	0回（0件）	3回（0件）	3回（2件）	2回（1件）
情報公開審査会	0回（0件）	6回（0件）	7回（2件）	0回（1件）	2回（1件）

カッコ数字は、答申件数であること。

## 5 論点5 開示等の決定期限（新法第83条関係）

現行条例における開示等の決定期限は「15日以内」だが、新法第83条において、開示請求を受けた行政機関等の長は、開示請求があった日から30日以内に、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」か「保有個人情報の全部を開示しない」かの決定を行わなければならないと規定されており、条例で「30日以内」の期間を設定することが許容されていることから、条例上どの程度の期間を規定すべきかが論点となる。

### (1) 法の趣旨及び解釈

新法第83条の規定は、「30日以内」の開示決定等を義務付けており、条例で30日より短い期間を設定することは、法の規定の範囲内であるため、許容しているものと思料。

ガイドライン上も、新法第108条に基づき条例で定めることが想定される例として、「開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの」との例示がなされている。

### (2) 本県の状況

現行条例第17条は、開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない旨規定する。

### (3) 想定される影響

現行の開示期限を延長すべき特段の事情はないこと。

一方で、法のとおり30日以内とする場合、県民サービスの低下につながる。



## 6 論点6 手数料（新法第89条、第119条関係）

### 【開示請求者の手数料】

新法第89条第2項において、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されている。

### 【行政機関等匿名加工情報の利用契約締結者の手数料】

また、新法第119条第3項において、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されている。

よって、これらの手数料について、条例上どのように規定すべきかが論点となる。

#### (1) 法の趣旨及び解釈

### 【開示請求者の手数料】

新法第89条における手数料は、特定の者、すなわち開示請求者に対し提供する役務に対する反対給付として徴収するものであり、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額を徴収する必要がある。

他方、法の開示請求権制度の趣旨から、この制度をできるだけ利用しやすいものとするのが重要であり、手数料の額がその制約要因となることは適当ではない。手数料の具体的な金額は、実費の範囲内において政令で定めることとされ、政令策定に際してはできる限り利用しやすい額とするよう配慮することを、第2項において確認的に規定したものである。

「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等の費用が含まれる。

#### ○ 「開示手数料」について政令が定める額の例

個人情報記録されている行政文書1件につき300円  
(オンライン請求による場合は200円)

#### ○ 開示請求を受けた行政機関等において発生すると考えられる事務コストの例（政令で定める額はこれらを考慮し積算）

- (1) 開示請求書の記載事項の確認等の受付事務
- (2) 本人確認の事務
- (3) 請求のあった行政文書の探索事務
- (4) 開示・不開示の審査事務
- (5) 決定通知書の記載等の書面作成事務
- (6) 決定通知書の送付事務
- (7) 開示の実施の事務

#### ○ 「実費」の内容として考えられる費用

開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用（通常郵便に加えて、本人限定受取郵便による場合の費用等も含む。）等

### 【行政機関等匿名加工情報の利用契約締結者の手数料】

新法第119条は、行政機関等匿名加工情報を提供するためには、提案に応じて、行政機関等が個別に作業を行う必要が生じるため、本制度を利用しない者との間の負担の公平を図る観点から、適切な額の手数料を納めなければならないこととしている。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関と締結する場合の手数料は実費を勘案して政令で定める額としている。

○ **手数料の額の積算方法（行政機関）**

手数料の額は、政令第31条第1項の規定に基づき、次の①から③までに掲げる額に基づいて積算する。

- ① 基本事務（審査事務等）に対応する金額として 21,000 円
- ② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1時間まで毎に 3,950 円
- ③ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

(2) **本県の状況**

開示請求者の費用負担については、現行条例第24条において、「写しの交付に要する費用」及び「開示の実施に関する費用」について、別に定める旨規定し、規則により実費を定めている。

行政機関等匿名加工情報については、新法により新たに設けられた制度であることから、現行条例に手数料等に係る規定はない。

(3) **想定される影響**

開示請求者の手数料については、法の手数料の規定が「実費の範囲内において条例で定める手数料」とされた中、現行制度を維持して、手数料を0円と定め、別途実費を徴収することとする積極的な理由を見出し難いため、法の趣旨を踏まえ、手数料化することが適当と考える。なお、手数料化に当たっては、現在の開示等に要する事務コストを再算定し、政令で定める額も参考としながら検討することとする。

また、①「情報公開条例の規定に基づく開示等の費用」、②「公文書の管理に関する条例の規定に基づく利用の費用」も実費徴収としていること及び③「行政不服審査法の規定に基づく書面交付手数料」についてもこれらの実費と同額を規定しているため、この機会にこれらについても併せて検討する必要があるが、①については、情報公開法の場合、開示請求手数料に加え、開示実施手数料があり、個人情報保護制度とは同一ではないことや、②及び③については、個人情報保護制度における開示や情報公開制度における開示と比べて事務コストが低いと考えられるなど、単純に個人情報保護の類似制度と言えるものではなく、県民への影響も大きいため、慎重な検討が必要である。

なお、政令で定める額を参考とした見直しをした場合、増額変更となる場合もあり得る。